

## 大震災復旧・復興対策調査特別委員会設置要綱

### (設置)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災からの復旧・復興対策の県議会としての一元化を図るとともに被災地域や県民生活の再生に向けた活動策について調査検討を行うため、宮城県議会に「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」を置く。

### (構成)

- 第二条 委員会は、県議会議員全員をもって構成し、委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 2 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に理事会を置く。
- 3 理事会は、委員長、副委員長及び理事をもって構成する。
- 4 理事は、委員会で選任し、十二人とする。
- 5 理事会は、委員長が招集する。

### (専門部会)

- 第三条 付議事件の調査を円滑に行うため、宮城県議会会議規則第六十九条に定める小委員会として、委員会に専門部会を置く。
- 2 専門部会は、部長、副部長及び部会員をもって構成し、部長及び副部長は、専門部会において互選する。
- 3 専門部会の名称、定数、調査項目等については、委員会において定める。
- 4 専門部会の運営は別に定める。

### (付議事件)

第四条 東日本大震災からの復旧・復興の総合的な対策及び活動に関する諸施策について

### (期間)

第五条 設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

### (委任)

第六条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮って委員長がこれを定める。